

## 第七次福島県医療計画中間見直し(素案)に対する意見一覧

No.	項目	ページ	行	御意見	県の考え
1	第2編各論 第4章第1節「がん対策」1 (3)	58	1-3	<p>「喫煙者に対する禁煙支援、喫煙防止教育、受動喫煙防止対策を継続的に推進」するだけでは不十分である。</p> <p>まずは公務員が手本となるべき。県の本気を見せないと県民は従う気になれない。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁や県警本部を敷地内禁煙とする。</li> <li>・福島市役所のように敷地内禁煙にしても近隣の店頭などで受動喫煙の加害者になっては意味がない。昼休みや出退勤時間も禁煙を義務付け、違反者に罰則を科す。</li> <li>・喫煙者を雇用しない。</li> </ul> <p>次いで、福島県受動喫煙防止条例の改正を。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての飲食店を罰則付きで完全禁煙化する。</li> <li>・コンビニ・パチンコ店など商業施設の敷地内に吸い殻入れを設置してはならない。</li> <li>・窓を開けながらの車内喫煙を禁止する（運転中も停車中も）。</li> <li>・19歳以下が同乗する車内での喫煙を罰則付きで禁止する。</li> </ul>	<p>改正健康増進法施行に伴い、県庁舎においても特定の喫煙場所以外では敷地内での喫煙を禁止しております。</p> <p>また、改正健康増進法に違反する施設に対しては、保健福祉事務所が立入り検査、助言・指導等により改善に向けた対応を行っており、引き続き、受動喫煙防止対策に取り組んでまいります。</p>